

東峰村過疎地域持続的発展計画（案）

（令和8年度～令和12年度）



福岡県東峰村

目 次

1. 基本的な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1) 東峰村の概況	
(2) 人口及び産業の推移と動向	
(3) 行財政の状況	
(4) 地域の持続的発展の基本方針	
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	
(7) 計画期間	
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成・・・・・・・・	9
3. 産業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
4. 地域における情報化・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
5. 交通施設の整備、交通手段の確保・・・・・・・・・・	16
6. 生活環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進・・	21
8. 医療の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
9. 教育の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
10. 集落の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
11. 地域文化の振興等・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
12. 再生可能エネルギーの利用の推進・・・・・・・・・・	29
13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項・・・・・・・・	29
14. 過疎地域持続的発展特別事業（再掲）・・・・・・・・	30

1. 基本的な事項

(1) 東峰村の概況

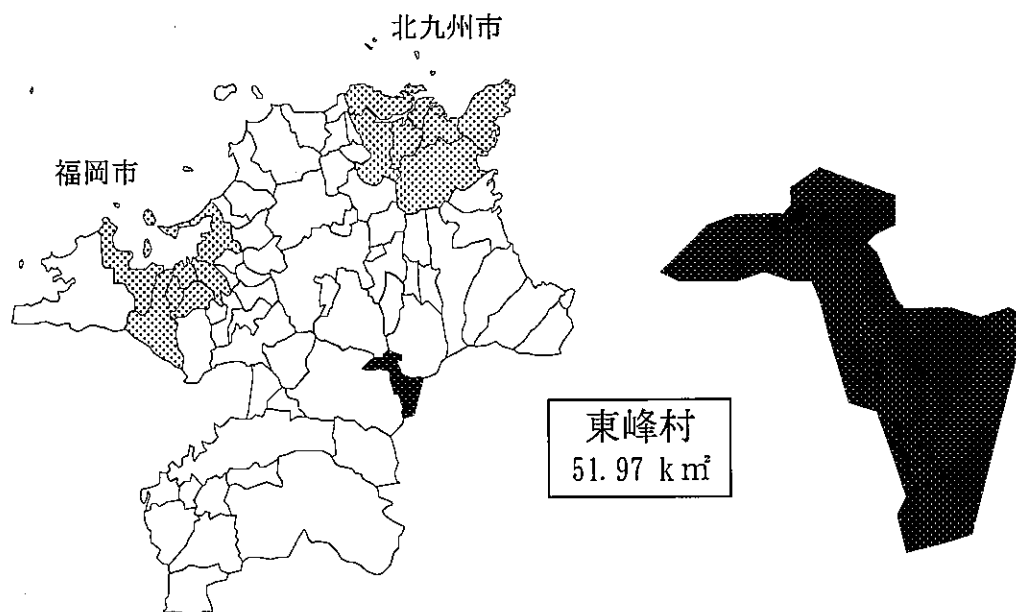
本村は、平成 17 年 3 月 28 日に旧小石原村と旧宝珠山村が合併して発足した自治体で、福岡県朝倉郡に属している。福岡県中央部の東端にあつて、総面積 51.97 平方キロのうち山林原野が 86% を占め、南北に約 13 キロと長く、大分県との県境に接し、英彦山～求菩提山地（東）と古処山～宝満山地（西）との結節点にある中山間地域である。

また、遠賀川流域の筑豊盆地（北）と筑後川流域の筑後平野（西南）および日田盆地（東南）との結節点であり、分水界を形成している。東から北そして西には標高 500～900m の急峻な山地が迫り、その谷間を大肥川が南流し、大行司で宝珠山川に合流する。宝珠山川は、宝珠山地域の溪谷の清流を集めている。北端にある小石原盆地は標高 460～480m で湖底盆地といわれている。盆地内の 5 つの小河川を集めて小石原川が西流し、江川ダムや小石原川ダムの水源となっている。これらの川は、いずれも筑後川に集められ、遠く有明海に注いでいる。小石原盆地を除けば、耕作地はこれらの河川の支流沿いに、断続する小盆地や狭小な平坦部に限られる。山林は、地味も肥沃で美林が豊かに生育している。

気候は、西九州内陸型の気候（有明海型に属す）で、年間降雨量は 1,800～2,800mm と比較的多く、冬季には積雪を見ることが多いが、夏季は平地より 3～5℃ほど気温が低く、過ごしやすい地域である。

古代から、周辺の峰々は山岳信仰の聖地であつた。中世以降、修験道が形成されると、英彦山から求菩提山地を胎蔵界、西の宝満山地・北の福智山地を金剛界として、それぞれ春峰・秋峰の峰入り行事が行われた。本村には行場が分布し、現在の小石原地域の基幹集落は行者や信者の集まる宿場町であつた。

位置図



近世には、筑前領、豊前領および日田天領を結ぶ要衝となり、参勤交替の脇往還が通り、小石原には関所と境目奉行や代官屋敷が置かれた。また、朝鮮渡来の高取焼、伊万里の陶工を招いて始まった小石原焼が興り、皿山奉行が置かれた。

宝珠山北部地域では、山岳信仰に因んだものとみられる釈迦ヶ岳（844.2m）、大日ヶ岳（829.8m）、浅間山（831.5m）等の 800m級の山々が連なり豊かな自然環境に恵まれている。ふもとの岩屋神社周辺には、凝灰質角礫岩又は変朽安山岩が織りなす、奇峰、奇岩が点在し天然植生とともに、耶馬日田英彦山国定公園の一角を占めている。

上述のように、狭隘な山間地が多く農地には恵まれず、戦後まで焼畑耕作が行われていた。地域経済を補ってきたのは、木材・薪炭等の林産業や地域北部の製陶業（小石原焼）であり、また近代に入ってから、地域南部の宝珠山炭鉱（明治中期～昭和 38 年）である。しかしエネルギー政策の転換により炭鉱が閉山、また産業構造の変化に伴い農林業が徐々に衰退し、農林業所得と賃労働で得た収入が村民の生活を支えるようになった。その後、ほとんどが兼業農家となり、近郊の町に勤めて得る給与所得が生計の主な収入源として現在に至っている。このような状況にあって小石原地域においては、それまで停滞期にあった製陶業が、昭和 40 年代の前半からの民芸ブームに乗って活況を呈するようになり、10 戸ほどであった窯元が、40 戸ほどとなり、この地域の基幹的な産業の位置を占めるに至っている。しかしながら、近年の景気低迷により以前ほどの活況はなくなっている。これらの現状を打破すべく、本村では地域資源を活用し、活力ある地域社会を創造するため、第 3 次東峰村総合計画及び第 3 期東峰村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し事業に取り組んでいる。

地球温暖化等の影響により全国各地で災害が多く発生しているが、村でも平成 24 年及び平成 29 年、令和 5 年と立て続けに大雨による大きな災害が発生し、災害救助法適用を受け、現在も復旧の途上にある。

（２）人口及び産業の推移と動向

①人口の推移と動向

人口は昭和 35 年の国勢調査 6,352 人をピークに、令和 2 年度には 1,899 人まで人口減少が続いている。令和 2 年の国勢調査人口を年齢階層別に見ると、15 歳未満の年少人口が 184 人（9.7%）、15 歳以上 65 歳未満の生産年齢人口が 846 人（44.5%）、この内 29 歳までの若年者人口は 335 人、65 歳以上の高齢者人口が 869 人（45.8%）となっている。昭和 50 年と令和 2 年を比較すると若年者人口比率は 20.8%から 9.7%に減少し、逆に 65 歳以上の高齢者人口比率は、14.7%から 45.8%と大幅に増加し、人口減少による過疎化とともに少子高齢化が進行している。これらのことは域内に雇用の場が少なく、若年層が進学や就職で都市に流出する傾向が続いていることを表している。

②産業の推移と動向

周囲を山々に囲まれた本村においては、農林業（第 1 次産業）が主な産業として生活を支えてきたが、産業構造の転換が進むにつれ農林業は徐々に衰退し、第 2 次産業、第 3 次産業の割合が増える傾向が現在まで続いている。地域的に見ると宝珠山地域では炭鉱があったことで鉱業（第 2 次産業）が明治から昭和 30 年代まで、大きなウェイトを占めていたことや、小石原

地域では窯業（第 2 次産業）が昭和 40 年代から現在にかけて増加した等の特徴が見られる。個別の産業については次のとおりである。

農業は、零細な農家が多く、加えて圃場は棚田が多く重労働が必要で、なおかつ生産性も非常に低い。基盤整備も立地条件からして自ずと限度があり、2 人暮らしや 1 人暮らしの年金受給世帯では高齢のために耕作を放棄し、また離村する世帯もふるさとに対する愛着で農地を手放さずに転出するなど、耕作されない荒廃農地があちこちに見受けられるようになった。258 戸の農家中、専業農家は 36 戸で、残りは兼業農家である。兼業農家も総所得に占める農業所得は極めて低く、田畑を荒らさないために採算を度外視した農業生産を続けているのが実情である。さらに、近年の気候変動に伴う大規模な自然災害により農地が被災し、復旧に時間を要していることにより、そのまま離農する農家も多く出てきている。今後は、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金事業による農地や農業用施設の維持管理、集落営農や農業生産法人による作業の受委託、農地バンクによる農地の集積・集約化、農産物の付加価値を高める有機農業、加工・販売・サービスの複合による 6 次産業化により、持続的な農業・農地・農村の振興に取り組んでいく必要がある。

林業は、農業とともに本村の生活を支える基幹産業であったが、人口の減少、農林業労働者の高齢化、後継者難により林業を取り巻く情勢は非常に厳しくなっている。戦後植林され、伐期を迎えた森林の多くが木材価格の低迷により手入れが行き届かず、大規模な自然災害、労働者不足も相まっていまだ復旧されず、荒れ果てたままの山林も多く見受けられる。また、森林の持つ水源涵養等の公益的機能に着目しながら保養・レクリエーションの場としての役割も果たす森林の整備や治山施設の整備に努めていかなければならない。国土保全、水源かん養、環境の保全など森林の持つ多面的な機能を再認識し、朝倉森林組合とともに森林の保護育成にさらに努めるとともに森林環境譲与税を活用した森林整備や人材育成を計画的に実施し、都市住民とも連携した森林保全を推進する必要がある。林業環境の向上のため基幹林道網の整備が完了し、今後の林業の振興に大きな期待がされているところである。林産物生産は、農事組合法人が菌床しいたけを生産している。菌床しいたけの他に数種類のきのこ栽培を手がけており農林業者の雇用場となっている。

工業は、窯業が小石原地域において特に集積している。350 年以上の歴史を持ち、盛衰を繰り返しながら今日に至っているが、現在の活況は昭和 40 年代の民陶ブームに端を発している。現在四十数戸の窯元がこの地域の経済に貢献している。また伝統的な業種としての技術が受け継がれ、若年者に貴重な就業の場を提供している等、地域の活性化に重要な地位を占める産業となっている。しかしながら、後継者のいない窯元もあり、後継者を育成する必要がある。村内には誘致企業や、自動車部品関連の地場企業があるが、昨今の物価高騰に苦しみながらも堅調に事業を行い、安定した雇用の確保のために努力している。

商業は、村内在住者の食料品、日用雑貨中心の小売店が中心だったが、人口の減少とともに購買力も減り、多くの業者が転業や廃業転出を余儀なくされた。さらに道路の整備が進み、自家用車の普及により近郊都市への消費流出が進み、村内の商店は大きな痛手を被っている。

また、飲食店に関しては、新型コロナウイルスの影響による観光客の減少を乗り越え、復調傾向にある。今後は、交流人口を消費者へと転換していくための商品・サービスの開発など、村商工会を中心に商店活性化のための施策が求められているところである。

表 1-1 (1) 人口の推移

区分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 6,352	人 3,819	% △39.9	人 2,749	% △18.5	人 2,174	% △20.9	人 1,899	% △12.6
0 歳～14 歳	2,355	742	△68.5	316	△46.6	222	△29.7	184	△17.1
15 歳～64 歳	3,520	2,516	△28.5	1,420	△28.6	1,071	△24.6	846	△21.0
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	1,176	793	△11.8	320	△23.4	202	△36.9	151	△25.2
65 歳以上 (b)	477	561	17.6	1,013	28.4	881	△13.0	869	△1.4
(a) / 総数 若年者比率	18.5	20.8	—	11.6	—	10.2	—	8.0	—
(b) / 総数 高齢者比率	7.5	14.7	—	36.8	—	40.5	—	45.8	—

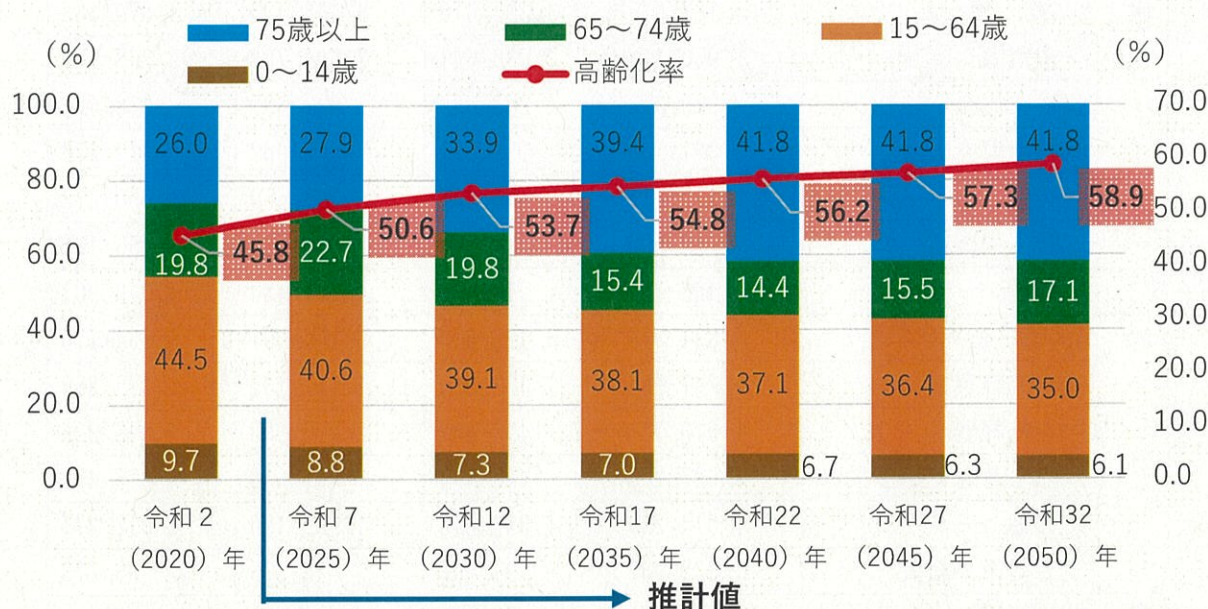
(資料：国勢調査)

表 1-1 (2) 将来人口推計



(資料：東峰村人口ビジョン)

表 1-1 (3) 将来人口における各年代の割合



(資料：東峰村人口ビジョン)

(3) 行財政の状況

本村は自主財源が乏しく財政状況は大変厳しい状態である。投資的事業の財源はそのほとんどを国県の補助金と過疎債に依存してきた。村内公共施設は、これまでの過疎対策事業により順次整備されてきたが、施設の老朽化や人口減により取り巻く状況は変わってきている。今後、東峰村公共施設総合管理計画を踏まえ、所有する公共施設等の全体を把握した上で、更新・統合・整理・長寿命化などの計画的な整備により、その最適な配置の実現について十分に検討を行っていく。

緊急性、事業効果の高い事業を計画的に、また財政状況をにらみながら事業の執行をしていかなければならないが、財源はそのほとんどを国県支出金及び過疎債に頼らなければならないのが実情で国の動向を注視する必要がある。職員数は令和7年4月現在58人となっている。

今後も本村の定数管理計画により職員の定年退職等に対する新規職員採用の削減や業務の効率化等を行なうことにより、計画に即した適正な職員数を確保するよう努力する。また行政サービスの低下を招かないように事務の効率化を進めるとともに、行政サービスそのものに対する評価も行うなどその質についても検討していく必要がある。

表 1-2 (1) 村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度	令和 6 年度
歳 入 総 額 A	4,187,675	3,295,470	5,466,490	4,870,463
一般財源	1,950,338	1,800,541	2,064,708	2,208,137
国庫支出金	970,318	205,659	847,637	578,576
都道府県支出金	301,149	153,480	605,002	379,576
地方債	472,113	363,256	747,659	660,273
うち過疎債	82,600	84,800	21,900	55,100
その他	483,757	772,534	1,201,484	1,043,901
歳 出 総 額 B	3,831,814	3,098,534	5,257,207	4,634,176
義務的経費	1,247,396	1,063,239	1,117,137	1,375,880
投資的経費	1,570,128	498,482	2,200,900	1,346,025
うち普通建設事業費	1,527,206	483,384	807,350	635,481
その他	1,014,290	1,536,813	1,939,170	1,912,271
過疎対策事業費	532,067	91,408	23,875	85,173
歳入歳出差引額 C (A-B)	355,861	196,936	209,283	236,287
翌年度へ繰越すべき財源 D	6,283	36,256	141,033	174,246
実質収支 C-D	349,578	160,680	68,250	62,041
財政力指数	0.12	0.12	0.133	0.120
公債費負担比率	22.9	15.5	10.2	11.0
実質公債費比率	18.1	8.7	6.2	7.5
経常収支比率	82.9	82.6	82.7	88.2
将来負担比率	3.8	-	-	-
地方債現在高	3,276,774	2,400,888	4,003,466	4,870,389

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	平成 22 年度末	平成 27 年度末	令和 2 年度末	令和 6 年度末
市町村道				
改良率 (%)	37.1	38.5	38.6	38.7
舗装率 (%)	43.5	45.0	45.6	45.7
農道延長 (m)	7,825	7,825	7,825	7,825
耕地 1ha 当たり農道 延長 (m)	25.5	25.5	25.5	25.5
林道延長 (m)	63,639	63,639	63,639	64,395
林野 1ha 当たり林道 延長 (m)	14.4	14.4	14.4	14.6
水道普及率 (%)	87.7	87.6	95.0	99.5
水洗化率 (%)	52.2	59.4	75.6	78.4
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	-	-	-	-

(4) 地域の持続的発展の基本方針

過去 50 年間に亘る過疎計画では、疲弊する過疎地域からの脱却を図り、人口の流出を防ぎ定住を促すための諸施策を展開し、安全で豊かで暮らしやすい、自信と希望のむらづくりを目指してきた。

地域的に見ると宝珠山地域では遅れていた集落間の道路の整備、コミュニティとしての集会施設、共同乾燥施設、農道・かんがい排水路・林道など産業基盤の整備、また国定公園の整備、キャンプ場、棚田親水公園、ほうしゅ楽舎、山村文化交流の郷「いぶき館」、竹棚田交流館、ほたる館、里山カフェ「棚田屋」、古民家ヴィラ「あんたげ」、公営住宅、小中一貫型教育校「東峰学園」等を整備し、福祉に関しては、特別養護老人ホーム「宝珠の郷」、保健福祉センター「いずみ館」の建設により、福祉施策の充実を図っていくための施設を整備したところである。

一方、小石原地域においては産業の振興として圃場整備、農林道の整備、生活環境の分野では合併浄化槽の普及促進、消防施設の整備、医療確保のための医療施設の整備を行ってきた。更にこれら基盤的な整備とあわせて、観光・交流の拠点としての小石原焼伝統産業会館、道の駅「小石原」、ポーン太の森キャンプ場、のぼり窯、遊歩道等の施設整備を行い、交流人口の増大を図ることで地域の振興を実現する事業に取り組んできた。また、小石原川ダム建設に伴う水源地域振興事業により旧小石原小学校の周辺整備、公営住宅や農業用共同利用施設の建設や水道施設の改良等を行ってきた。

全地域においては防災行政無線、緊急通報システムの導入、公共施設及び全世帯に光ケーブルによる情報通信網の整備を行った。

また、度重なる災害による被災箇所の復旧、復興に取り組んでいる。今後は、災害に強い村を作っていく必要がある。

以上、過去の実績を顧みて、今後も以下のような基本方針に基づき、第3次東峰村総合計画で掲げる「私がやる！我ら村守～かわる村へ こどもの笑顔 みんなが輝く村を目指して～」が実現できる環境づくりを図る。

1. 移住・定住地域間交流の促進、人材育成

新たな住民の移住・定住を促していくための基盤整備として定住促進のための住宅の整備や空き家バンクの登録促進、官民連携による交流人口増進に努める。また、地域間交流を促進するための拠点施設の整備を進め、「電動モビリティ」等を活用した周辺部観光地へのアクセス確保や、乗合タクシーやタクシーなどの運輸事業者との連携による公共交通機関からの二次交通対策を強化するなど、受入環境の整備と回遊性の向上を図る。広域的な観点で取り組むことで効果を生むものについては、福岡県や近隣自治体と連携して取り組みを進める。

2. 産業の振興

地域の活性化のため産業基盤の整備を引き続き行っていくとともに、地域の持続的発展に向けての観光・レクリエーション施設の整備拡充を行う。

3. 地域における情報化

高度情報化社会に対応した生活・産業の基盤整備を図る。

4. 交通施設の整備、交通手段の確保

生活・産業の基盤となる村道、農道、林道の改良を行う。

公共交通の充実及び2次交通、施設の整備を図る。

5. 生活環境の整備

住民が安心して暮らしていくための水道施設、浄化槽施設、廃棄物処理施設、衛生施設、消防施設、公営住宅の充実を図るとともに、新たな住民の移住・定住を促していくための基盤整備として公営住宅の整備や空き家バンクの登録促進、空き家リフォーム補助の推進に努める。

6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

高齢者や子育て世代の若者が安心して暮らせるため、あるいは意欲的な社会参加を後押しするための各種福祉サービスの充実を図っていくとともに、主体的な健康づくり、生きがいづくり活動を推進する。

7. 医療の確保

住民がいつでも医療サービスを受けられる環境を維持していくとともに、予防医療の充実による健康維持をはじめ個々人の顔の見える健康づくりを推進する。

8. 教育の振興

小中一貫型教育の充実に向けて、安全な教育施設の整備を行うとともに、子育て支援、生涯学習の拠点施設整備を通じて人づくりを推進する。

9. 集落の整備

地域の実情を踏まえたコミュニティ組織の再編成を進めるとともに、UIJターンの推進や、空き家等の活用と併せて集落の活性化を図る。

10. 地域文化の振興等

地域に点在する文化財の修復、整備保存を推進し、地域文化を継承発展させる。

11. 再生エネルギーの利用の推進

地球温暖化の原因となっているCO2を排出しない新エネルギーの導入を推進する。

12. その他、地域の持続的発展に関し必要な事項

地域防災計画に基づく事業を推進し、防災・減災に努め、村民の命を守る安全な地域づくりを進める。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

第3次東峰村総合計画及び第3期東峰村まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、地域の持続的発展のための3つの基本目標を掲げ、4つの重要目標達成指標の達成を目指す。

◆こどもが真ん中・誰もが生涯輝くむらづくり

①年少人口(0-14歳)：将来の担い手である子どもたちの減少抑制を図る指標

②特定健診受診率：健康寿命の延伸を図る指標

◆美しい自然・伝統産業を活かしたむらづくり

③就業者数：村での生活と仕事を両立する人口の減少抑制を図る指標

◆東峰村が持続するための強いむらづくり

④高校生までの子供のいる移住世帯数：産業の担い手や子育て世代の移住拡大を図る指標

基本目標	重要目標達成指標	基準値（2024年・令和6年）	目標値（2029年・令和11年）
こどもが真ん中・誰もが生涯輝くむらづくり	①年少人口（0-14歳）	160人	135人
	②特定健診受診率	男性44.8% 女性46.7%	男性60.0% 女性60.0%
美しい自然・伝統産業を活かしたむらづくり	③就業者数	900人（推計）	750人
東峰村が持続するための強いむらづくり	④高校生までの子供のいる移住世帯数	2世帯／年	15世帯（5年間累計）

（6）計画の達成状況の評価に関する事項

令和13年度に外部検証委員会で評価を行い議会に報告する。

（7）計画期間

令和8年4月1日より令和13年3月31日までの5箇年間とします。

（8）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の管理に関して、公共施設等総合管理計画（平成29年3月策定、令和4年3月改定）並びに下位計画となる公共施設等個別施設計画（令和3年3月策定）、インフラ個別施設計画、橋梁長寿命化修繕計画（令和3年度策定）を定めています。長期的な視点をもって戦略的な資産経営の観点を持った公共施設等のマネジメントを推進し、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことで、財政負担を軽減・平準化するとともに、次世代への負担を残さない持続可能なまちづくりを目指すためにも公共施設等の最適な配置の実現に取り組みます。

なお、本計画に記載された公共施設等の整備については、上記の基本的な考え方に適合するものです。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

（1）現状と課題

村内で就労している就業者数の割合は68.3%を占めていますが、就業者数自体は減少傾向にあります。また、10代と20代の若者の就学や就労による転出も顕著で、村内の産業の担い手として期待される多くの若者が流出しています。そのため、東峰村の恵まれた自然環境の中で育まれた農林業や小石原焼・高取焼の伝統工芸を活用した商品開発や販路拡大による産業の活性化、村の魅力を活かした観光に関わる仕事の創出により、新たな雇用を生み、村内の若い世代や移住者の就業促進を図ります。

人口の維持、産業の活性化につながる人の流れを作るため、様々なニーズに対応した住環境の整備と移住・定住の支援制度の充実を行い、村に活力を生み出す人材の移住・定住を促進します。

(2) その対策

①資源を活かした魅力ある“しごと”をつくる

農林産物の6次産業化に向けた商品開発と運営体制の構築
滞在・回遊型の観光・交流促進事業の推進
事業者と連携した伝統産業の振興

②村を担う人材の育成・定着とU I Jターンを進める

子育て世代等の誘致に向けた住環境の実現
村内での起業を促進する制度の充実

③結婚・出産・子育てしやすい村をつくる

村民の子育てと生活を安定させる環境づくり
将来を担う人材を育成する魅力的な教育環境づくり

④誰もが住みたい安全・安心で美しい村をつくる

安全・安心に生活できる環境づくり

⑤民間組織を含めた広域連携による地域振興の取組み推進

教育機関等との連携による地域活性化の取組み推進

⑥地域間交流施設等の整備

⑦地域間交流の推進（「日本で最も美しい村」連合、J R沿線自治体等）

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
1 移住・定住・地域 間交流の促進、 人材育成	(1) 移住・定住	移住・定住促進住宅	東峰村	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	UIJ ターン対策	東峰村	
		空き家対策	東峰村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

該当事業なし

3. 産業の振興

(1) 現況と課題

ア) 農業

本村の農業は零細な経営形態が中心で、専業農家が少なく、ほとんどが兼業農家である。若年人口層の減少により、農業従事者の高齢化及び後継者不足は深刻化しており、農業生産の効率化、省力化を図るため施設の共同化を進めているが、生産基盤整備の遅れもあり、収益性の低い経営がなされているのが現状である。鳥獣による農作物への被害が農業経営に甚大な影響を及ぼしているとともに、耕作意欲が薄らぎ、耕作放棄地の拡大といった幅広い影響を及ぼしている現状がある。

こうした現況に対処するため、地域の諸条件に応じた土地利用計画のもと、農用地保全対

策と農道、用排水路等の基盤整備及び有害鳥獣防護柵等の対策を進めるとともに、本村の農産物の高付加価値化、販売形態に合わせた生産体制の確立、東峰村地域計画に基づき、地域農業の担い手確保を推進する必要がある。

農産物の高付加価値化対策としては、有機農法等の導入による安心・安全な農産物の生産、地元農産物を原材料とした特産品開発・製造、6次産業化を推進する。

また、現在竹地区の棚田で地元住民団体の主催により実施されている棚田体験事業や小石原地区の営農組合主催で行っている陶芸と農業体験を結びつけた事業等、農業を活かした交流事業を継続して促していくとともに、それ以外の地域においても中山間地域直接支払制度などの取組みを複合的に活用しつつ、本村におけるグリーンツーリズムを推進していく。さらに、岩屋湧水を活用したヤマメの養殖など資源を活用した取り組みにより、農水産物生産だけではなく、加工・販売・サービスを一体的に進めていく必要がある。

現在の農産物生産体制は市場に出荷することを前提に確立されているが、販売形態にあわせた農産物生産を推進する必要がある。道の駅「小石原」などの直売施設での販売については、多品種の農産物を少量かつ継続的に出荷できるような生産体系にすることで安定した収入の確保が可能となる。

農業の担い手確保については、個々の農家による農地の維持が限界に近づいていることから、農作業を受託する集落営農組織の設立支援や共乾施設等の共同利用施設の活用、農業法人等の参入などの対策を進めていくとともに、生産・加工・販売・サービスが複合する農業を進めていくことによって、後継世代や都市住民等に農業の可能性や魅力を伝え、希望者が就農しやすい環境の整備を行っていく必要がある。

鳥獣害防止対策については、有害鳥獣駆除班によりイノシシ、シカの捕獲を毎年約400頭行っているが、被害は増加傾向にある。広範囲農地を対象として効率の良い有害鳥獣対策を行っていくとともに獣肉処理加工施設を活用し、ジビエの新たな特産品開発により地域振興に繋げる必要がある。

イ) 林業

本村の林野面積は4,413haで実に総面積の84%を占めている。地域的に見ると面積的には小石原地域が58%を占めているが、その44%が国有林という特徴がある。民有林の面積については宝珠山地域、小石原地域ともにほぼ同じ割合で3,018.67haある。かつて本村の生活を支えてきた林業も従事者の高齢化、後継者不足や材価の下落、シカによる樹木の剥皮や幼齢木の食害の増加により非常に厳しい状況が続いている。しかし、森林のもつ多面的な機能を再評価し、資源を十分に活用できるよう、条件整備と労働力の確保や有害鳥獣対策に取り組まなければならない。

林道については基幹林道網の整備がなされ、林業経営に大きな役割を果たしている。今後支線林道及び作業道の整備を進め、生産コストの低減を図るとともに適正な維持管理のため労務班の積極的な活用に取り組む。労働力については、高齢化が進んでおり、後継者不在となることも考えられることから、林内作業の機械化や若手オペレータの育成に取り組む必要がある。

また、宝珠山地域については平成13年度から「百年の森」づくり事業を進めているが、

多面的機能のPR等により、都市住民との協働による森林保全にも積極的に取り組む必要がある。

林産物の付加価値を高めるための対策としては、間伐材等を活用した商品開発やバイオマスエネルギーの活用を進めていく。また、そのためのストックヤードも必要である。

ウ) 商工業

宝珠山地域の中心地には、小規模な小売店があったが、住民の減少やモータリゼーションの進展、近郊都市の郊外型大型店舗の進出等による消費流出、高齢化等により廃業した現状である。平成6年度に誘致した住宅部材製造工場や平成27年度に誘致した木材ブロック製造工場は、長引く不況の影響で厳しい状況であるが堅実に業績をあげており、近くコンビニ誘致の計画も上がっている。今後は、特産品製造企業など、地域特性に合った企業の誘致を検討する等、雇用を拡大する必要がある。

一方小石原地域における商業も、宝珠山地域と同じようにモータリゼーションの進展、近郊都市の郊外型大型店舗の進出等による消費流出等で淘汰され、現在は国道211号や国道500号沿いの飲食店が中心である。山村部としては比較的交通量も多く概ね堅実な経営状態である。また工業においては伝統工芸である製陶業が盛んで現在、小石原焼陶器協同組合所属の40戸の窯元が小石原地域に点在している。多くの伝統工芸と同じように手作りであるところがセールスポイントであり機械化は最小限度に止めなければならない。工業製品化された磁器製品との競合の中で価格を越えた伝統工芸の魅力を伝える製品の生産が今後の発展の鍵を握っており、現代生活の様式にあった機能や、デザインを研究するための環境整備やブランド化が必要である。また村内の商工業活性化の為、地域振興券を始めとしてDXの推進やこれから村で整備されるビッグデータの活用も視野に入れた施策を積極的に行うことが必要である。

エ) 観光又はレクリエーション

本村は自然環境に恵まれており、自然志向、グリーンツーリズムへの関心といった時代の流れに沿った観光交流事業に今後も力を入れなければならない。

宝珠山地区の岩屋公園は耶馬日田英彦山国定公園の一角にあり、この公園を中心として、遊歩道整備、広葉樹林への林層替、岩屋キャンプ場、ゲストハウス、カフェ、棚田親水公園（河川プール）、簡易宿泊施設「ほうしゅ楽舎」、BRT 筑前岩屋駅、岩屋の湧水等の整備を進め年間10万人を超える入込客がある。また、小石原地区では行者杉（樹齢200年～600年の杉群）に代表されるように豊かな自然があり、春と秋には小石原焼の販売を中心とした祭である「民陶むら祭」が開催されるなど、年間70万人の入込客がある。

観光施設では、地域の情報発信機能を備えた道の駅「小石原」、小石原焼伝統産業会館、山村文化交流施設「いぶき館」など地域の拠点となるこれらの施設を充実し、交流人口の増加に務めなければならない。関連して、BRT等を利用して来客される観光客の利便性の向上のため、交通拠点のバリアフリー対策にも努めていく。施設等においては老朽化等が進んでいるものもあり、公共施設総合管理計画を参考としたマネジメントも必要となってくる。

また、周辺地域との連携強化を図りつつ入込み客数の増加や豊富なコンテンツを活用した

取り組みや情報発信が必要となってくる。観光客の旅に求めるニーズが多様化していることから、旅行形態は、団体旅行から個人旅行へ移行している。地域固有の観光資源を活かした観光地づくりに取り組む必要がある。観光客等の誘致促進を図るためには、観光資源を磨き上げ、受入環境の整備、ターゲットに届く情報発信などに努めていく必要がある。豊かな自然を活用し、棚田や景観の保全など自然環境との調和を図りながら、数多くある観光資源を観光客にとって魅力ある企画等として提供するなど、観光資源の磨き上げが重要であり、そのために必要となる地域における観光の担い手の育成などを図っていく必要がある。村内には、数多くの自然・歴史・伝統・文化のほか、それらを活かしたイベントを含む地域資源が豊富に存在するが、村民一人一人が大切な資源として認識を深める必要がある。

更に、本村の観光情報として一元的に情報管理・情報発信する観光協中核組織の体制を整え、観光施設整備については、老朽化対策を講じながら、既存施設（地域性）を活かした拠点づくりとともに廃止・統合も視野に入れながら、利用される方々のニーズの対応に努める必要がある。

令和8年度以降は、新たな交流施設の整備や既存交流施設の機能の充実については費用対効果を見極めながら必要最小限度行うものとし、今まで整備してきた施設が有効に活用できるためのソフト事業に力点を移していく必要がある。

（２）その対策

- ①用排水施設と農道の整備、農用地保全等の農業生産基盤の整備
- ②地域農業の担い手となる営農組織の拠点整備や融資等の支援制度の充実
- ③農林産物加工・販売施設の整備
- ④観光レクリエーション施設の整備
- ⑤絆の森整備
- ⑥特産物の販売促進
- ⑦交流人口促進事業
- ⑧中山間地域等直接支払制度
- ⑨多面的機能支払交付金制度
- ⑩インバウンド観光の推進
- ⑪起業家の支援
- ⑫交通拠点バリアフリー事業
- ⑬観光推進組織の設立・運営
- ⑭公共施設の再利用及び統廃合
- ⑮駅周辺の観光周遊型施設の整備（筑前岩屋駅・宝珠山駅公園）

上記産業振興事業において、周辺市町村との連携に努める。

(3) 計画 (令和8年度～令和12年度)

持続発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
2 産業の振興	(1) 基盤整備農業	用排水施設整備事業	東峰村	
		畦畔コンクリート整備事業	東峰村	
	(3) 経営近代化施設 農業	共同乾燥施設整備事業	東峰村	
	(9) 観光又はレクリ エーション	絆の森整備事業	東峰村	
		岩屋公園周辺景観整備事業	東峰村	
		伝統産業会館周辺整備事業	東峰村	
		鼓の里・ポーン太の森周辺 整備事業	東峰村	
		観光施設看板整備事業	東峰村	
		旧宝珠山小学校周辺整備事業	東峰村	
		宝珠山駅周辺整備事業（公 園）	東峰村	
		J R 沿線景観整備事業	東峰村	
		BRT 駅周辺観光周遊施設整備	東峰村	
	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業 第1次産業 商工業・6次産業化 観光 その他	交流人口促進事業	東峰村	
		地域振興券発行	東峰村	
		中山間地域等直接支払制度	東峰村	
		多面的機能支払交付金制度	東峰村	
		地場産業担い手支援事業	東峰村	
		起業支援事業	東峰村	
		観光推進組織設立・運営事業	東峰村	
		交通拠点バリアフリー事業	東峰村	
		雇用創出促進事業	東峰村	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種については、次の表のとおり。

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
東峰村全域	製造業 旅館業 農林水産物等販売業 情報サービス業等	令和8年4月1日 ～令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)及び(3)のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

東峰村公共施設等総合管理計画では、その他施設の管理に関する基本的な方針を「用途廃止等により普通財産となる施設のうち、比較的新しく安全性に問題がない施設については、他施設との集約化や複合化、民間活用等を検討します。また、老朽化が著しく施設機能上、リノベーションや長寿命化等の対応で高コストとなり利活用が困難な施設については、解体も視野に入れて検討します。既に用途廃止等により解体すべき施設は、原則として解体していくものとします。」と定めています。

なお、本計画に記載された公共施設等の整備については、上記の基本的な考え方に適合するものです。

4. 地域における情報化

(1) 現状と課題

情報化及び地域間交流の促進

本村では、ICTを利活用した情報化を積極的に推進しており、村内ネットワーク構築とホームページ及びSNS等による行政及び観光情報の発信、CATVによる住民への情報発信を行っている。

情報通信網については、難視聴地域の解消およびICT活用の推進を目的として、すでに全世帯を対象に光ファイバケーブルを整備している。今後は、第5世代移動通信システム(5G)の普及を見据え、情報インフラの整備効果を最大限に活かし、ICTを活用した地域課題の解決や新たなイノベーションを創出できる環境の実現を図ることが求められる。

一方で、光ファイバケーブルの敷設から年数が経過しており、設備更新も必要となっている。

(2) その対策

情報通信システムの整備及び維持管理

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 その他情報化のための施設	東峰テレビ局舎改修事業	東峰村	
		ICTを活用した地域活性化(5G、Wi-Fi)	東峰村	
		高度無線環境整備推進・耐災害性強化事業等	東峰村	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 情報化	地域情報通信施設維持管理事業	東峰村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

東峰村公共施設等総合管理計画では、旧宝珠山診療所（東峰テレビ局舎）を含むその他施設の管理に関する基本的な方針を「比較的新しく安全性に問題がない施設については、他施設との集約化や複合化、民間活用等を検討します。」と定めています。

なお、本計画に記載された公共施設等の整備については、基本的な考え方に適合するものです。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と課題

ア) 道路

村内を一般国道 211 号が南北に縦断し、北九州市・飯塚市方面と大分県日田市方面を結び、一般国道 500 号が東西に横断し、添田町と朝倉市を結んでいる。更に主要地方道では、添田小石原線が添田町に、八女香春線が代行司から同じく添田町に続いている。

一般国道 211 号は、徐々に改良はされているが、山間部ではカーブが多く、歩道が未設置の箇所が多い。本国道は北九州、筑豊地方から大分県西部、熊本地方を行き来する大型トラックや乗用車が大量に通行し、歩行者が常に危険にさらされている。歩行者の安全確保のためにも可能な場所については一日も早い歩道整備が望まれている。また、嘉麻峠付近（大字小石原）では毎年、冬季の積雪のため通行止めの交通規制が 1 週間前後あり、村民の生活に支障を及ぼすだけでなく、多くの道路ユーザーに本地域のマイナスイメージを与えており、これにともなう経済的な損失は飲食業、小売業を中心に深刻なものがある。今後は積雪による通行止を最小限に減らし、最悪でもすべり止め措置を講ずれば通行できるレベルまでの除雪対策について、関係機関と協力のもと実施し、交通確保を図ることが望まれる。

一般国道 500 号は、秋月、小石原、英彦山を結ぶ観光的にも重要な道路で、観光バスが安全に通行できる道づくりが望まれる。また、小石原川ダムの設置にともない付替え道路が整備されましたが、残存する国道 500 号の幅員拡幅及び視距改良、一般国道 211 号との合流点付近や共有部分を整備する必要がある。

主要地方道八女香春線は、宝珠山地域の産業と観光にとっての基幹道路であり、始点の代行司から JR 筑前岩屋駅前までの拡幅改良が完了している。平成 24 年度からは筑前岩屋前から竹浄水場前までの約 1.2km の道路改良事業に着手しており、早期の事業完了が望まれている。

宝珠山地域と朝倉市杷木を最短で結ぶ村道杷木・宝珠山線は、過疎代行事業により朝倉市杷木の一部区間と本村の一部区間で改良拡幅工事が完了しているものの、未改良区間が約 2.5 km あるので早急な整備が望まれている。

幹線道路と集落を結ぶ村道は逐次改良されているが、まだ未改良、未舗装の道路もあり、改良工事の要望が出されている。また、老朽化した橋梁についても点検を行いながら長寿命化対策、必要に応じては架替を進める必要がある。

林道事業は、大字福井地区に県代行事業により五駄・土師山線の整備が行われている。林道については、国土保全、水源かん養等の森林の果たす大きな役割を考えると林業経営の負担軽減、効率化の観点だけでなく、災害発生時の避難路としての活用の観点からも林道の整備・充実を図る必要がある。

イ) 交通

大分自動車道杷木 I.C まで 15 分、福岡市まで 1 時間と、高速道路網の発展により都市へのアクセスの利便性は非常に高くなった。

JR 日田彦山線は北九州市と日田市を結び、平成 29 年の九州北部豪雨被災後は、JR 代行バスが 1 日 9 往復運行され、令和 5 年度から BRT として運行が開始している。沿線の 7 自治

体では、日田彦山線活性化推進沿線自治体連絡会を組織し、利用促進のため「ひたひこウォーキング」等のイベントにも積極的に取り組んでいる。

バス路線は、西鉄バス久留米により杷木・宝珠山・小石原間を1日7往復（日・祝・土は6往復）していたが、運転手不足を要因とする西鉄バスからの申出によって、令和7年4月に浮羽支線（うきは市・杷木・東峰村）が廃線となった。村では、買い物、通院等日常生活で不便を来している公共交通機関空白地域の解消を目的に、令和5年8月より乗合タクシーの実証運行を行い、令和6年4月からは自家用有償旅客運送制度による有償運行とし、同年10月より本格運行を開始した。バス路線廃線後は、乗合タクシーの運行を杷木の西鉄バス停まで延伸することにより、それまで西鉄バスを利用して通学や通院、福岡市方面の往来等を行っていた方の移動手段の維持を可能としている。

また、BRTや乗合タクシー等を利用して来村された方の駅間移動や窯元ほか観光施設の周遊促進等を目的に、令和6年11月よりシェアサイクルの実証運行を行っており、今後は福岡県観光連盟等の関係機関との連携を図りながら、本格導入の検討を図る必要がある。

交通に対しては、これまでも路線バスの運行助成のほか、通学定期券の助成、タクシー利用の助成等を行ってきたが、バス路線に続き、公共交通が業務縮小や運行回数を削減することは、過疎化にますます拍車をかけることになるため、令和9年度末で見直し時期を迎える地域公共交通計画の更新を行う際には、関係市町村と連携して利用促進を図る必要がある。

（２） その対策

- ① 一般国道211号の改良促進並びに歩道設置の要望
- ② 一般国道500号改良、バイパス整備の要望
- ③ 主要地方道八女香春線の改良促進
- ④ 杷木・宝珠山線の改良促進
- ⑤ 未改良村道の改良、舗装事業の順次実施
- ⑥ 農道舗装の順次実施
- ⑦ 林道の整備促進とともに作業道の整備による森林資源の有効活用
- ⑧ JR日田彦山線BRTの利用促進
- ⑨ BRT関連の駅舎周辺整備の促進
- ⑩ 公共交通機関を補完する地域交通の整備
- ⑪ 地域内交通の整備

（３） 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保 k	(1) 市町村道 道路 橋りょう	杷木・宝珠山線（改良） L=2.5km w=6.0m	東峰村	
		長田・板屋線（改良） L=140m w=4.0m	東峰村	
		中崎・砥石渡線（改良） L=700m w=5.0m	東峰村	
		皿山一本杉線（改良） L=200m W=5.0m	東峰村	

		橋梁長寿命化対策事業	東峰村	
	(2) 農道	農道舗装	東峰村	
	(3) 林道	五駄・土師山線（新設） L=4,895m W=4.0m	県、東峰村	
	(9) 過疎地域持続 的發展特別事業 公共交通	地域交通対策事業	東峰村	
		地域内交通整備	東峰村	
		地域内交通車両導入	東峰村	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

東峰村公共施設等総合管理計画では、インフラ施設（道路・橋梁・上水道・公園）に関する基本的な方針については全体方針として「道路、橋梁等の施設については住民生活維持のため、確かな安全性と継続的な整備が必要となります。そのため、施設ごとの特性を考慮した適切な管理手法の検討・実施と定期的な点検、診断を行うことにより、インフラ施設を安全に長寿命化させるように努めます。また、ライフサイクルコストの縮減や財政負担の平準化等財政的な視点を持った計画的な維持管理を推進していきます。」とし、道路個別については「事後保全型管理」から適切な時期に修繕を行う予防保全型管理への転換を張ります。舗装修繕計画を策定し、その内容に沿った計画的な維持管理を行います。」とし、橋梁個別については「橋梁長寿命化修繕計画に沿って計画的な管理を行います。橋梁長寿命化修繕計画については、適宜見直しを行い、PDCAサイクルを循環していくものとします」と定めています。

なお、本計画に記載された公共施設等の整備については、上記の基本的な考え方に適合するものです。

6. 生活環境の整備

（１）現状と課題

ア) 簡易水道

宝珠山地域においては、昭和 38 年の炭鉱閉山後、鉱害復旧事業により昭和 40 年に簡易水道が供用開始され、水道普及率は平成 7 年度末で約 70.0%であった。平成 7 年度から水道未普及地域解消事業による簡易水道整備が始まり平成 12 年度末に完了し、現在 2 浄水場系統で給水を行っている。

小石原地域においては、現在 2 浄水場系統で飲料水供給施設(2 施設)を除いて給水を行っている。令和 6 年度末の村全体の給水普及率は 99.5%に達している。

簡易水道は、近年の生活形態の多様化や水洗化により供給量が増加傾向にある。特に観光客が多い小石原地域においては、水洗化による影響が大きく、供給量不足が生じないよう平成 27 年度から水量拡張工事に着手し、合せて経営の健全化、経費抑制を図るため、小石原浄水場系統と鶴浄水場系統の施設統合を平成 29 年度に完了した。今後は、東峰村簡易水道経営戦略に基づき浄水場系統ごとに適正な維持管理と経費の抑制に努める。また飲料水供給施設については、老朽化が著しい施設もあり改良整備の必要がある。

イ) 汚水処理施設、廃棄物処理施設

公共用水域の水質悪化防止のため、家庭の雑排水（し尿、台所、風呂、洗濯排水等）の水質浄化事業として平成 2 年度より合併処理浄化槽設置事業を開始、普及計画により漸次浄化槽の設置を推進し、令和 2 年度末で人口に対する普及率 73.9%となっている。今後もこの合併処理浄化槽設置事業を推進し、農業用水や河川の水質汚濁を防止し、清流にホテルが飛び交う魅力的な地域づくりを図っていく。

ゴミの焼却については、甘木・朝倉・三井環境施設組合において共同処理を行っており適正な廃棄物処理による生活環境の保全が図られてきた。また、ゴミの減量化や分別収集によるリサイクル推進を図っている。

現在の焼却施設は稼働から 20 年以上が経過しており、施設の老朽化が進行している。今後も安定した廃棄物処理を継続するため、施設を更新する必要がある。

ウ) 消防施設

消防団は地域における消防防災の中核として重要な役割を果たしている。平成 7 年 4 月より、本村域を管轄する常備消防の出張所が設置され、救急及び火災の初動体制が大きく強化されているが、消防防災の主力は消防団であり、少子高齢化や人口減少による団員確保が近年の大きな課題であったため、平成 27 年度に特定の災害時のみ出動する機能別団員制度や令和 3 年度に役場消防隊制度を導入し、消防団組織の安定的な運営に努めている。今後も地域の実情に即した消防体制の充実を図るため、自衛消防組織の設置検討や消防施設・消防設備の充実等の対策が必要である。

エ) 公営住宅

生活の安定や福祉の増進のため、従来から公営住宅法による低所得者向け住宅、特公賃住宅を建設してきた。今後は東峰村公営住宅等長寿命化計画に基づき適切な建替え維持管理が求められている。

オ) 防犯対策

近年、振り込め詐欺など犯罪の複雑化・巧妙化・凶悪化が進み、特に高齢者等がターゲットとなっている犯罪が多い。

犯罪に対する相談体制の充実等とともに、防犯灯の維持管理により夜間における地域住民への安心・安全の確保や地域防犯組織の育成など、防犯パトロールの実施により犯罪が起りにくい環境を整備していく必要がある。

カ) 治水対策

平成 29 年 7 月の九州北部豪雨では、3 名の尊い命が失われただけでなく、河川氾濫や土砂災害により道路、橋梁、家屋等に甚大な被害が発生した。

また、近年の気候変動の影響により豪雨の頻発化・激甚化の傾向が見られるなか、山林の保水力が低下していることもあり、県営河川の支流で本村を流れる小規模河川が度々氾濫し、住居への浸水、道路や農地の冠水など地域住民の生活を脅かしている。安心して生活できる環境を確保するために、小規模河川の局部改修を行う必要がある。

(2) その対策

- ①簡易水道施設及び飲料水供給施設の改良整備
- ②浄化槽の設置促進

- ③新規ごみ処理施設等を現施設敷地内に整備
- ④防火水槽、消防団拠点施設、消防ポンプ車、大型消火器等の設置
- ⑤防犯灯の維持管理
- ⑥小規模河川の改修

(3) 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道	千代丸浄水場系統施設改修 事業	東峰村	
	(2) 下水処理施設 その他	浄化槽設置事業	東峰村	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	広域ごみ処理施設設置費負 担金	東峰村	
	(4) 火葬場	香華園火葬場改修事業負担 金	東峰村	
	(5) 消防施設	消防防災施設整備事業	東峰村	
		消防自動車整備事業	東峰村	
		消防防災通信施設整備事業	東峰村	
	(6) 公営住宅	公営住宅整備事業	東峰村	
	(8) その他	防犯灯維持管理事業	東峰村	
		小規模河川改修事業	東峰村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

東峰村公共施設等総合管理計画では、上水道（インフラ施設）・行政系施設②消防格納庫等・公営住宅等の管理に関する基本的な方針を定めています。上水道については生活に必須なインフラ施設として、給水機能を確実に維持するため、適切な時期に計画的に点検、修繕を行う「予防保全型管理」を徹底します。」と定めています。行政系施設②消防格納庫等については大規模改修等は行わずに、修繕及び建替えによる整備を行います。」と定めています。公営住宅等については「東峰村公営住宅等長寿命化計画」は必要に応じて見直すものとし、活用手法の検討や長寿命化による更新コストの削減と事業量の平準化等を図ります。」と定めています。

なお、本計画に記載された公共施設等の整備については、上記の基本的な方針に適合するものです。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現状と課題

ア) 高齢者等の保健・福祉

本村の65歳以上人口は846人（令和7年3月末現在）で、高齢化率は48.4%と高い水準に

あります。令和 7 年には団塊の世代が 75 歳以上となり、さらに令和 22 年には団塊ジュニア世代が 65 歳以上になることから、高齢者人口はピークを迎えるとともに、75 歳以上人口の割合も今後増加していく見込みです。

本村には、民間事業者が運営する特別養護老人ホーム「清和園」および「宝珠の郷」が所在し、両施設によるデイサービスやショートステイのほか、社会福祉協議会に委託して実施される在宅老人福祉事業が一定の役割を果たしています。また、高齢者の生きがいづくり施設「喜楽来館」では高齢者大学やいきいき教室が行われ、保健福祉センター「いずみ館」は介護予防事業や住民健診などの健康づくりの拠点として活用されています。

しかし、介護サービスは特別養護老人ホームや社会福祉協議会に依存しており、制度に基づいた適切で持続可能なサービス提供体制の整備が課題となっています。介護予防や予防医療の取り組みの強化も求められており、疾病の発症や重症化を防ぐことで、高齢者が健康に生活できる期間を延伸し、医療費や介護給付費の適正化を図る必要があります。さらに、高齢者が持つ知識や技能を生かした社会参加を促進し、生きがいを持って活躍できる環境を整えることも重要です。移動手段を持たない高齢者に対しては、外出支援や乗合タクシーなどの移動支援サービスの充実が、孤立の防止や心身の健康維持につながります。また、老朽化が進む高齢者福祉施設については、地域の実情を踏まえた最適化が、将来にわたり持続可能な福祉体制を構築するうえで大きな課題となります。

今後は、高齢化の進展を見据え、介護・福祉サービスの基盤整備に加え、介護予防や健康づくりの推進、社会参加の促進、移動支援の充実、施設の最適化を総合的に進めることで、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を営むことができる環境の整備を図っていきます。

イ) 児童福祉

本村の 0～4 歳の幼児は令和 7 年 3 月末時点で 41 人と少なく、出生数も減少しており、少子化が進んでいます。社会環境の変化により、女性の社会進出や保護者の就労機会が増える一方で、経済的負担も大きくなっており、子育てを取り巻く状況は変化しています。こうした中で、保健医療の充実や男女共同参画社会の推進を進め、子育てしやすい地域・職場・家庭環境の整備と、地域社会が子育てを支える体制づくりに取り組むことで、育児における不安や悩みを解消し、安心して子どもを産み、健やかに育てられる環境を整えていくことが必要です。

(2) その対策

高齢者保健福祉および介護保険・介護予防事業を体系的かつ計画的に推進するためには、地域の実態に即した計画を策定し、実施することが重要です。住民の生涯を支える健康づくりを推進し、老人福祉や介護福祉の必要水準を把握するとともに、供給体制を確保するためには、住民や介護保険事業者など関係者と協議しながら、事業の一体的かつ円滑な運営を目指す必要があります。

特に、少子高齢化社会において懸念される一人暮らし高齢者の増加に対しては、安全で安心して生活できる環境を提供し、保健・福祉の向上及び増進を図ることが求められます。そのためには、地域の見守り体制の充実に加え、買い物支援、IT 機器などを活用したサポートシステムの拡充や、保健・医療・福祉の連携強化が不可欠です。

具体的な取り組みとしては、以下の事項が挙げられます。

- ①高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定
- ②高齢者の緊急対応システムの拡充
- ③IT 機器を活用した健康診査の実施及び健康増進システムの運用・拡充

- ④子育て支援の充実
- ⑤少子化対策の推進
- ⑥地域住民の買い物支援の充実

(3) 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉 高齢者・障害者福祉 健康づくり その他	各種計画策定事業	東峰村	
		高齢者・障害者生活支援事業	東峰村	
		IT機器を活用した健康診査実施及び健康増進システム運用・拡充事業	東峰村	
		子育て支援事業 (私立保育園補助)	東峰村	
		保育所送迎バス整備事業	東峰村	
		少子化対策事業(子育て祝金)	東峰村	
		移動スーパー事業	東峰村	
		買物生活支援拠点整備事業	東峰村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

東峰村公共施設等総合管理計画では、保健・福祉施設、子育て支援施設の管理に関する基本的な方針に関して、保健・福祉施設については「保健・福祉施設は、住民の健康保持及び福祉の増進を図るための施設であり、今後とも長期間利用できるように定期的な点検と計画的保全により施設の長寿命化を図るとともに、施設の適正配置についても検討します。なお、今後の利用見込みや周辺地域の民間事業所の整備状況によっては、用途変更や廃止等を含めて検討します。」と定めています。

子育て支援施設については「子育て支援施設は、地域との関連が深く利用者が減少傾向にあることから単純に統廃合等の判断をすることは難しいため、今後は民営化等を検討していきます。」と定めています。

なお、本計画に記載された公共施設等の整備については、上記の基本的な方針に適合するものです。

8. 医療の確保

(1) 現況と課題

本村の医療機関は、小石原地区に東峰村立診療所、小石原鼓地区および福井地区に私立の歯科医院の3医院がある。高度医療が必要な場合については、朝倉医師会病院や日田市の病院などで対応している。救急医療については、救急車で日田市の総合病院まで20～30分、朝倉市の医師会病院まで30～40分、ドクターヘリで久留米大学病院高度救命救急センターまで15～

20分で到着できる体制が整っている。また、村立診療所は、1次医療圏としてのニーズに対応するため存続が必要不可欠である。

(2) その対策

医療の充実が村民の安心できる暮らしに一番に結びつくものであるため、今後も無医村（無医地区）とならないように取り組んでいくとともに、隣接する市の医療機関と連携し専門医療や高度医療等、診療体制の充実を図る。また、公共交通機関でカバーできない地区や交通弱者に対し、訪問診療を充実する。

具体的な取り組みとしては、以下の事項が挙げられる。

- ① 診療施設の整備
- ② 地域医療計画の策定
- ③ 救急医療業務委託負担金
- ④ 診療所往診車の購入
- ⑤ 子ども医療費の支援

(3) 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 診療所 その他	村立診療所施設整備事業	東峰村	
		往診車整備事業	東峰村	
	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業 その他	地域医療計画策定事業	東峰村	
		救急医療業務委託事業 負担金	東峰村	
		医療修学資金貸付事業	東峰村	
		子ども医療費の支援	東峰村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

東峰村公共施設等総合管理計画では、医療施設の管理に関する基本的な方針を「診療所については、地域性等から施設需要が見込まれる場合や地域医療の確保の観点から、効率的な管理・運営に努めることにより長寿命化を図ります。なお、今後の利用見込みや周辺地域の設置状況等を踏まえ、施設需要が見込めない場合は、廃止等を含めて施設の適正化を図ります。」と定めています。

なお、本計画に記載された公共施設等の整備については、全て上記の基本的な方針に適合するものです。

9. 教育の振興

(1) 現状と課題

ア) 学校教育

平成 23 年 4 月、村内の 2 小学校と 1 中学校を統合し、義務教育の年間を同じ校舎で学ぶ東峰村小中一貫校が開校して 14 年が経過した。その間、小中一貫型教育校としての施設整備及び充実及び児童・生徒への個に応じた手厚い指導、特色ある教育活動を行うための村独自の教職員の加配など人的環境整備を行い、過疎を乗り越える教育条件の整備、充実を積極的に実施してきた。その結果、中山間部でも他の市町村に劣らない教育効果を上げてきている。

しかし、統合による遠距離通学により通学手段はスクールバス頼みであり、小学校、中学校合わせて 4 台のスクーバスの運行に、多くの維持管理費が必要である。さらに、過疎化による児童・生徒数減少は今後、複式学級等へと進めば、教職員定数の削減につながり、指導体制の脆弱化、教育条件の大きな後退が懸念される。

さらに、最も懸念されることは児童・生徒数が少人数となることで児童・生徒の人間関係調整能力やコミュニケーション能力の育成が難しくなるばかりでなく、人との関わりで育成される「自尊感情」の低下が大いに心配される。

そのためにも、他地域の児童・生徒はもちろん、ICT 教育等を活用した遠隔合同授業などの人的交流学习が今後、益々、重要になると考える。

また、学校施設については、建設から年数が経過してきたことから、大小様々な破損や不具合が生じ、修繕等の対応が必要となっている。児童生徒及び教職員の安心安全の確保のため、早急な対応が望まれる。

また、体育館については、気温の異常な上昇による熱中症を防止するため、エアコンの設置が必要となる。

さらに生活様式の変化に伴い、トイレ等の改修も必要と思われる。

イ) 社会教育

本村の生涯学習については、社会教育・生涯学習推進の学習拠点施設として、宝珠山公民館、小石原公民館で様々な村民対象の学習講座等が実施されている。今後、人口減少や高齢化による参加者数及び参加機会の減少に対する取り組みが必要である。

青少年育成事業については、住民と学校・公民館・ボランティア団体・行政などが連携して定期的に事業を開催することで、青少年の健全育成を推進している。あわせて、近年は、学校部活動の地域展開に向けた取組が進められており、地域のスポーツクラブや指導者との連携を図りながら、放課後や休日における子どもたちの多様な活動機会の確保と、地域全体での青少年育成体制の充実を目指している。

社会体育は、総合型地域スポーツクラブ「らぶすぽ東峰」において、住民が日常的にスポーツを楽しみながら体力の向上や健康の保持増進を図っている。また青少年の健全育成、仲間づくりや相互の親睦を深めるためのクラブチーム支援なども実施している。今後は、部活動の地域展開とも連携しながら、地域スポーツの裾野拡大と持続的な運営体制の構築を進めていく。

また、上記のような社会教育・生涯学習、スポーツ活動の場として、本村の体育施設である、村民センター、小石原体育館、宝珠山グラウンド、小石原グラウンドは、村内外から多

くの利用者があり、村民のスポーツ推進に有効に活用されている。さらに、健康づくりのための施設である保健福祉センター「いずみ館」や「喜楽来館」の活用も盛んである。

近年、体育施設の経年劣化や破損箇所があるため、改修工事等により環境整備を行い、安心安全で活発な社会教育・生涯学習、スポーツ活動の推進を図りたい。

(2) その対策

- ① 教育条件整備の支援
- ② スクールバスの整備
- ③ 交流学习の推進
- ④ 村民センター・小石原体育館改修
- ⑤ 小石原グラウンド改修
- ⑥ 宝珠山グラウンド改修
- ⑦ 青少年の健全育成事業の推進
- ⑧ 生涯学習推進体制の整備

(3) 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎 屋内運動場 屋外運動場 水泳プール スクールバス	東峰学園整備事業	東峰村	
		東峰学園屋内運動場整備事業	東峰村	
		東峰学園屋外運動場整備事業	東峰村	
		東峰学園プール整備事業	東峰村	
		スクールバス整備事業	東峰村	
	(2) 集会施設、体育施設等 体育施設	体育施設改修事業	東峰村	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 幼児教育 義務教育 生涯学習・スポーツ その他	修学資金支援事業	東峰村	
		交流学习整備支援事業	東峰村	
		教育条件整備支援事業	東峰村	
		青少年健全育成事業	東峰村	
		生涯学習推進事業	東峰村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

東峰村公共施設等総合管理計画では、学校教育系施設・住民文化系施設の管理に関する基本的な方針を定めています。学校教育系施設については「基本的には、今後も長期間の利用ができるように定期的な点検と計画的保全による施設の長寿命化を図るものとします。個別計画を策定し、計画に併せて状況に応じた改築、改修の内容及び時期を明らかにします。」と定めています。住民文化系施設については「施設の更新時期には、必要な機能の検討を行うとともに、

将来の人口動態や利用状況を勘案しながら施設規模を設定します。また、他の施設との複合化や、代替可能な施設での有効活用を検討します。住民系文化施設は地域の重要な拠点となる施設であることから、今後も長期間の利用ができるように定期的な点検と計画的保全により施設の長寿命化を図ります。」と定めています。

なお、本計画に記載された公共施設等の整備については、上記の基本的な方針に適合するものです。

10. 集落の整備

(1) 現状と課題

本村には、小石原地域に 5 集落、宝珠山地域に 10 集落が散在している。小石原地域は、合併を機に 15 集落から 5 集落に再編したが、旧集落単位での地域活動が根強く、再編後の集落として十分な機能を果たせていない状況である。地域の実情をふまえ住民の意向を大切にしながら、地域コミュニティ協議会の設立など集落整備の方向性を検討する必要がある。

村民と行政の協働の村づくりを推進するためには、地域の主体性を尊重し、行政と地域が連携をとり、地域主導による地域協働の村づくりを進めて行く必要があるため、平成 24 年度に設立した「協働の村づくり基金」を活用し、集落等の将来計画の策定を行い地域課題の解決及び地域の魅力を高め集落の活性化を図るものである。

(2) その対策

- ①地域コミュニティ協議会の設立
- ②地域コミュニティ施設の整備
- ③地域協働の村づくり

(3) 計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編 整備	地域コミュニティ施設 整備事業	東峰村	
	過疎地域持続的発展 特別事業 基金積立	地域協働の村づくり事業	東峰村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

東峰村公共施設等総合管理計画では、住民文化系施設・その他施設の管理に関する基本的な方針を定めています。住民文化系施設については「施設の更新時期には、必要な機能の検討を行うとともに、将来の人口動態や利用状況を勘案しながら施設規模を設定します。また、他の施設との複合化や、代替可能な施設での有効活用を検討します。住民系文化施設は地域の重要な拠点となる施設であることから、今後も長期間の利用ができるように定期的な点検と計画的保全により施設の長寿命化を図ります。」と定めています。その他施設については「用途廃止

等により普通財産となる施設のうち、比較的新しく安全性に問題がない施設については、他施設との集約化や複合化、民間活用等を検討します。また、老朽化が著しく施設機能上、リノベーションや長寿命化等の対応で高コストとなり利活用が困難な施設については、解体も視野に入れて検討します。既に用途廃止等により解体すべき施設は、原則として解体していくものとします。」と定めています。

なお、本計画に記載された公共施設等の整備については、上記の基本的な方針に適合するものです。

1 1. 地域文化の振興等

(1) 現状と課題

地域毎にみると宝珠山地域においては国指定重要文化財「岩屋神社本殿と熊野神社本殿」が岩屋公園の中心にあり、多くの観光客が訪れる観光資源となっている。岩屋神社本殿は平成 18 年度に建造物の解体修復事業を実施したものの、屋根部分には経年や台風などの要因による劣化がみられ、令和 4 年には本殿の屋根修理工事を施工した。さらに、今後も修繕を施す必要が十分に想定される。

県指定史跡「次郎坊太郎坊磨崖仏群」は阿蘇山の噴火に由来する凝灰岩に彫られており、剥落の恐れがあったため平成 29 年度から令和元年度にかけて岩体の固定等の修繕事業は実施した。さらに、見学をしやすくするためにも定期的な手入れや岩体下方の補強事業が必要となる。平成 29 年度から令和 2 年度にかけて調査を実施した「東峰村の阿蘇 4 火砕流堆積物及び埋没樹木」は、令和 4 年 3 月 15 日に天然記念物として国の指定を受けた。すでに設定されている炭層・化石を含む地層を散策する「地学探検コース」に組み込むことで、さらなる有効活用を目指していく。また、令和 5 年 3 月に策定した「東峰村の阿蘇 4 火砕流堆積物及び埋没樹木保存活用計画」、更に、令和 7 年 3 月に策定した「東峰村の阿蘇 4 火砕流堆積物及び埋没樹木整備基本計画」を基に、指定地の保存や出土した埋没樹木等を展示する施設等の早急な整備が必要である。

一方、小石原地域においては小石原焼・高取焼が伝統産業であると共に、地域の重要な文化資源となっている。昭和 62 年から実施された古窯跡の発掘調査においては学術的な成果をあげ、多くの出土品を得た。出土品の一部は小石原焼伝統産業会館（平成 10 年建設）に展示されている。

修験道関連として杉の巨木群である「行者杉」、福岡県指定有形民俗文化財「修験道深仙宿資料」が点在している。

また、福岡県指定史跡「松尾城」は発掘調査・保存整備が完了し、特に民陶むら祭の時期には多くの観光客を集めている。

二つの地域の共通課題としては、①過疎化による無形民俗文化財等の継承者不足による祭礼行事の規模縮小、消滅の恐れ、②人材不足による史跡等の維持管理の難しさがあげられる。その対策として、①については、映像・写真による記録保存事業を実施することで後世に伝え、万が一消滅してしまったとしても容易に復元できる資料としてアーカイブ化していきたいと考える。②については、関係機関と協議・連携しながら、早急に適切な管理体制を構築

することが必要である。

村内の歴史・文化を展示する施設としては山村文化交流の郷「いぶき館」があるが、現存する展示物に加え、平成 29 年九州北部豪雨災害の被害や復興の歴史を後世へ伝えるための「災害伝承コーナー」や「東峰村の阿蘇 4 火砕流堆積物及び埋没樹木」を展示することで村の歴史や地域文化を一施設に集約した博物館を整備していきたいと考える。

また、小石原焼伝統産業会館では、村の歴史文化を余すことなく後世に伝え、紹介するために、早急な収蔵庫や展示施設の整備が望まれる。歴史・民俗資料を適切に保存・保管をおこなうことで貴重な資料が失われていくことを防ぎ、さらには資料の適切な活用・展示を行えると考ええる。

(2) その対策

- ① 岩屋神社本殿維持・改修
- ② 次郎坊太郎坊保存整備
- ③ 歴史資料の収蔵施設の建設
- ④ 天然記念物の保存・活用地学探検コースの整備
- ⑤ 無形民俗文化財の記録保存
- ⑥ 阿蘇 4 火砕流堆積物及び埋没樹木の保存活用と展示のための施設改修等
- ⑦ いぶき館再整備事業

(3) 計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
10 地域文化の振興 等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設 その他	歴史資料収蔵施設整備事業	東峰村	
		次郎坊太郎坊保存整備事業	東峰村	
		岩屋神社本殿改修事業	東峰村	
		無形民俗文化財記録保存事業	東峰村	
		天然記念物保存活用事業	東峰村	
		いぶき館再整備事業	東峰村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

東峰村公共施設等総合管理計画では、スポーツ・レクリエーション系施設の管理に関する基本的な方針については「利用状況や民間施設を含む周辺施設の配置状況を勘案し、老朽化への対応が求められる施設については、施設の集約等を視野に入れた検討を行います。」と定めています。

なお、本計画に記載された公共施設等の整備については、上記の基本的な方針に適合するものです。

1 2. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現状と課題

世界は地球温暖化問題とエネルギー枯渇問題に直面している。本村では豊富な森林資源を活用した木質バイオマスの有効活用が適していると考えており、薪ストーブの導入のほか太陽光発電システムの導入を進めていく必要がある。

(2) その対策

- ①薪ストーブの導入補助
- ②太陽光発電施設の導入及び補助

(3) 計画（令和 8 年度～令和 1 2 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 再生可能エネルギー 利用	薪ストーブ設置費補助事業	東峰村	
		太陽光発電システム設置費補助 事業	東峰村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

東峰村公共施設等総合管理計画では、10. 脱炭素化の推進方針では「2015 年 9 月に国連サミットにて採択された SDGs の開発目標 13「気候変動に具体的な政策を」に該当する取組を検討します。庁舎をはじめとする公共施設等の設備の見直し等、CO₂排出を少しでも減らせるように努力します。」と示しています。また 14. 地方公共団体における各種計画、国管理施設との連携についての考え方において「本計画は、本村の最上位計画である第 2 次東峰村総合計画及び過疎地域持続的発展計画や関連する各種計画との整合性を計りながら進めていきます。また、計画推進にあたっては SDGs（持続可能な開発目標）の理念を取り込みながら進めます。」と示しています。

1 3. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現状と課題

平成 29 年 7 月の九州北部豪雨は村民の尊い命と多くの財産を奪い、道路や橋りょう、農地、商工業施設などへの被害をもたらしました。道路の被害が 40 路線、橋りょうが 5 箇所、河川が 70 河川、林道が 75 箇所、と多くの生活基盤施設が被害を受けたことにより、交通ネットワークの分断や断水、停電などが発生しました。また、農地・農業用施設等では 210 箇所、6.9 億円の被害が発生しました。

現在、「安全・安心な村づくり」を目指して、村民と村が主体となり、国・県、関係機関等と協働して復旧・復興に取り組んでいます。河川や橋りょう、砂防・治山施設、ため池、ダム等について、関係機関等と協議しながら、必要に応じた防災・減災対策を行っていきます。ソフト面においても平成 29 年 7 月の九州北部豪雨の教訓・記憶を風化させず、後世に伝え、将来の災

害において村民の命を守る安全な地域づくりを進めるために、多様な情報収集・情報伝達手段の確保や地域の防災教育・被災体験の伝承等を通じた防災意識の更なる向上を図っていきます。

(2) その対策

- ① 防災・減災のために国・県と協力し、砂防、治山等の安全対策を行う。
- ② 森林の持つ水源かん養機能等の持続的な発揮に向けた取り組みを支援し、健全な森林づくりを推進する。
- ③ 地域住民が安心して生活できるように、地域コミュニティが中心となって、地域防災組織の強化や防災意識の向上、被災体験の伝承等の活動に取り組む。

(3) 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		災害に強い村づくりの推進	東峰村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

該当事業なし

1 4. 過疎地域持続的発展特別事業（再掲）

本計画の各施策における過疎地域持続的発展特別事業について、下記に再掲する。

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備 考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎持続的発展特別事業 移住・定住	UII ターン対策	東峰村	移住定住促進を目的として社会増に資する事業
		空き家対策	東峰村	移住定住促進を目的として社会増に資する事業
2 産業の振興	(10) 過疎持続的発展特別事業 第1次産業 商工業・6次産業化 観光 その他	交流人口促進事業	東峰村	地場産業振興を目的とした事業
		地域振興券発行事業	東峰村	地場産業振興を目的とした事業
		中山間地域等直接支払制度	東峰村	農業生産活動を支援する事業
		多面的機能支払交付金制度	東峰村	農業生産活動を支援する事業
		地場産業担い手支援事業	東峰村	地場産業振興を目的とした事業
		起業支援事業	東峰村	地場産業振興を目的とした事業

		観光推進組織設立・運営事業	東峰村	地場産業振興を目的とした事業
		交通拠点バリアフリー事業	東峰村	地場産業振興を目的とした事業
		雇用創出促進事業	東峰村	地場産業振興を目的とした事業
3 地域における情報化	(2) 過疎持続的発展特別事業 情報化	地域情報通信施設維持管理事業	東峰村	地域住民へ行政情報を発信する事業
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(11) 過疎持続的発展特別事業 公共交通	地域交通対策事業	東峰村	地域住民の移動手段を確保する事業
		地域内交通整備事業	東峰村	地域住民の移動手段を確保する事業
		地域内交通車両導入	東峰村	地場産業振興を目的とした事業
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎持続的発展特別事業 児童福祉 高齢者・障害者福祉 健康づくり その他	各種計画策定事業	東峰村	保健福祉サービスに関する事業
		高齢者・障害者生活支援事業	東峰村	保健福祉サービスに関する事業
		IT機器を活用した健康診査実施及び健康増進システムの運用・拡充事業	東峰村	保健福祉サービスに関する事業
		子育て支援事業 (私立保育園補助)	東峰村	保健福祉サービスに関する事業
		少子化対策事業(子育て祝金)	東峰村	保健福祉サービスに関する事業
		移動スーパー事業	東峰村	買物支援が必要な方に移動販売を行う事業
		買物生活支援拠点整備事業	東峰村	買物困難者対策に関する事業
7 医療の確保	(3) 過疎持続的発展特別事業 その他	地域医療計画策定事業	東峰村	地域医療の計画策定する事業
		救急医療業務委託事業負担金	東峰村	初期救急の体制を整える事業
		医療修学資金貸付事業	東峰村	医療従事者を支援する事業
		子ども医療費の支援	東峰村	中学生までの医療費を軽減する事業
8 教育の振興	(4) 過疎持続的発展特別事業 幼児教育 義務教育 生涯学習・スポーツ その他	修学資金支援事業	東峰村	児童・生徒の学習を補完する事業
		交流学习整備支援事業	東峰村	外国語学習の環境を整える学習力向上を図る事業
		教育条件整備支援事業	東峰村	きめ細やかな教育環境の整備を行う事業
		青少年健全育成事業	東峰村	健全な青少年育成を図る事業
		生涯学習推進事業	東峰村	生涯学習を推進する事業
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 基金積立	地域協働の村づくり事業	東峰村	地域コミュニティの活性化を目的とした事業

11 再生可能エネルギー の利用推進	(2) 過疎持続的発展特 別事業 再生可能エネルギー 利用	薪ストーブ設置費補助事業	東峰村	居住する住宅に薪ス トーブ設置費の一部 を補助する事業
		太陽光発電システム設置費 補助事業	東峰村	居住する住宅に太陽 光発電システム設置 費の一部を補助する 事業
12 その他地域の持続的 発展に関し必要な 事項		災害に強い村づくりの推進	東峰村	平成 29 年 7 月の九州 北部豪雨による復 旧・復興事業を具体 化し、事業を行うこ とで地域の再生・発 展を行う事業